株　主　各　位

証券コード　1439
2020年３月11日

名古屋市天白区島田一丁目1413番地
（本社　名古屋市中区栄二丁目３番１号）
株式会社　安江工務店
代表取締役社長　　山　本　賢　治

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月26日（木曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１.日　　時　2020年３月27日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

２.場　　所　名古屋市中区栄二丁目２番５号
電気文化会館５階　イベントホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３.目的事項

報告事項
１．第45期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第45期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

第４号議案　会計監査人選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
●次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yasue.co.jp）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
　①連結計算書類のうち「連結注記表」
　②計算書類のうち「個別注記表」
●なお、株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yasue.co.jp）に掲載させていただきます。
●昨年まで株主総会終了後に実施しておりました株主の皆様との懇親会の開催は、本年は取りやめとさせていただきます。
●株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(添 付 書 類)

事　業　報　告

(2019年 1 月 1 日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善により個人消費が持ち直し、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、消費税増税に伴う個人消費の低迷が懸念されるなど、景気の先行きに関しては不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましても、政府による住宅取得や住宅改修のための各種補助金の拡充や、住宅ローン金利が低い水準で推移していることなどにより需要は底堅く推移しているものの、設計職・施工監理職などの専門職技術者の人材不足に加え、物流コストの高騰や原材料費の上昇による建設コストの上昇、消費税増税後の消費動向の変化など、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下で、当社グループは「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことをミッションに掲げ、住宅に関するニーズにワンストップで応えることにより、すべての相談に乗ることができるお客様にとって利便性の高い体制の構築に努めてまいりました。また、新たなグループブランドとして「r-cove*（アール・コーブ)」を立ち上げ、集客方法や建築デザインなどのノウハウを共有化してシナジーを発揮させるとともに、「家（House)」と「家庭（Home)」の両面で理想や夢を叶える、これからの時代に求められる楽しく新しい暮らし方の発信にも努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、10月の消費税増税前に駆け込み需要があったことに加え、大型案件の完工引渡しが予定通り進んだことから、売上高は順調に推移いたしました。一方、利益面につきましては、生産性向上のための人材教育や現場管理体制の見直しによって売上総利益率が1.4ポイント改善したものの、のれんの償却負担等により減益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,059百万円（前期比5.8％増)、営業利益は206百万円（同6.3％減)、経常利益は205百万円（同6.9％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は123百万円（同12.0％減）となりました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

(住宅リフォーム事業)

住宅リフォーム事業におきましては、新規顧客の集客に向けてリフォーム相談会や現場見学会を開催するとともに、親子で楽しむＤＩＹ教室や増税対策セミナーを実施するなど、顧

客とのつながりを大切にしながら、安定的な営業活動を展開してまいりました。
　また、建築士などの資格を有する女性デザイナーによるデザイン性の高いリフォームを提供するとともに、外壁塗装などの外装に特化した部門において専門性の高いノウハウを活かした提案を行うなど、他社との差別化を図った結果、受注平均単価が前期比3.6％上昇いたしました。
　この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は3,534百万円（前期比5.3％増）、セグメント利益は162百万円（同14.9％減）となりました。

（新築住宅事業）
　新築住宅事業におきましては、「無添加厚塗りしっくい®」やコーラルストーンなどのオリジナル自然素材をふんだんに使い、建材・家具をトータルプロデュースした注文住宅「CASTELLO DIPACE®（カステロディパーチェ）」や、お好みのデザインから選べるキューブ型注文住宅「Storia®（ストーリア）」に加え、高い機能はそのままで、カラーとデザインを融合させたコンセプト住宅「LÄMPÖ®(ランポ)」と「BEDFORD®（ベッドフォード）」を発売し、お客様のニーズに合わせた提案を行ってまいりました。
　また、これらを使用したＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の性能基準をクリアしたエネルギー収支ゼロの「体感型」モデルハウスを設置し、宿泊体験などを通じて、実際に当社の住宅の心地良さを体感していただくことで魅力ある住まいづくりを推進してまいりました。
　この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は1,063百万円（前期比0.8％増）、セグメント利益は30百万円（同125.6％増）となりました。

（不動産流通事業）
　不動産流通事業におきましては、買取再販物件に、当社の強みであるリノベーション・デザインリフォームをコーディネートして顧客に提案するなど、資産価値の創造、魅力ある住まいづくりを積極的に推進してまいりました。また、新たな顧客層の獲得のため、建売住宅の販売を開始して、サービスを拡充してまいりました。
　この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は461百万円（前期比25.5％増）、セグメント利益は13百万円（同16.4％減）となりました。

（単位：百万円）

セグメントの名称	売上高
住宅リフォーム事業	3,534
新築住宅事業	1,063
不動産流通事業	461
合計	5,059

（注）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は29百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改修、車両の購入、ソフトウェア開発等であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループの主たる事業である住宅ビジネスを取り巻く環境におきましては、政府による各種政策や、雇用情勢・所得環境の改善により緩やかな回復傾向にあるものの、消費税増税に対する消費マインドの低下、また、人手不足に伴う人件費や原材料等の建設コストのさらなる高騰が懸念されるなど、依然として厳しい状況が続くものと思われます。

このような事業環境の中、当社グループは持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、来る2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」と、2020年度から2022年度までの３年間の基本方針と重点施策を取りまとめた中期経営計画を策定いたしました。この方針に基づき、当社グループは、以下の点を重要課題として捉え対処してまいります。

①既存店の成長

当社グループは、事業エリア内における既存店の成長が不十分であると認識しております。この課題を克服するため、顧客が求める利便性をさらに高めるとともに、引き続き、小規模の工事であっても丁寧かつ迅速に対応することを行動の基本としてまいります。

また、創業50年という長い歴史の中で築き上げてきた施工品質の維持・向上に努め、「住まいのかかりつけ医」として、顧客が気軽に相談できる関係づくりと顧客満足の追求に努めてまいります。

②既存営業エリアの拡大と深耕

当社グループの主たる事業である住宅ビジネスにおいては、新規顧客の獲得に加えて、サプライチェーンの構築が成長戦略の鍵となります。従いまして、営業エリアの拡大においては、既存のサプライチェーンを活用しながら、まずは既存営業エリアと隣接するエリアへ展開する手法を採ってまいります。そして、新規顧客を獲得するのに合わせて新たなサプライチェーンを構築するという、好循環の成長を図ることが必要であると認識しております。

また、既存営業エリア内においては、既存店と既存店の間にも新店舗を開設し、より地域に密着した「地域一番店」として顧客からの認知度を上げるとともに、営業活動の効率化を図る「ドミナント戦略」を推し進めることが重要であると認識しております。

③新規営業エリアの拡大

2030年に向けた長期ビジョン「Vision　2030　forward　300」にて掲げた目標（2030年度に連結売上高300億円）を達成するためには、成長スピードをさらに加速させることが必要であると認識しております。具体的には、M＆Aやアライアンス等を活用して全国の優良工務店と連合し、より大きな企業集団となることで、ＩＴ技術への積極的な投資や、共同仕入れによる購買力向上によって収益力を高めるなど、グループ化によるシナジーを発揮してまいります。

また、当社グループの得意とする集客ノウハウや顧客関係構築ノウハウをグループ会社で共有することによって、顧客との強いつながりを築き、それぞれの地域にとって当社グループが無くてはならない存在となることを目指してまいります。

④新規事業の創出

当社グループは、長期ビジョン「Vision　2030　forward　300」におけるスローガンとして「住まいサポートから暮らしサポートへ」を掲げております。当社グループが持続的な成長を図るためには、既存の事業である住宅リフォーム・新築住宅・不動産流通事業の発展に加えて、第４・第５の柱となる新規事業の創出が急務であると認識しております。

具体的には、既存の住宅ビジネスに隣接する分野のサービス・商品の開発を行い、顧客に新しい価値を提供することによって、これまでの「住まいづくり」というハードのみならず、暮らしを支えるサービス等のソフトも取扱う「住宅関連総合企業」となることを目指してまいります。

⑤業容拡大を支える人材確保

当社グループは、顧客へのサービス向上と持続的な成長発展のために、優秀な人材を継続的に確保し育成することが重要であると認識しております。そのためには、新卒者を中心に積極的に採用を行うとともに、住宅業界を熟知した経験者・シニア層を採用して、知識・経験を十二分に活用してまいります。

また、女性が安心して働くことのできる仕組みづくりを行うなど、社員が働きやすい環境づくりを進めるとともに、将来、経営層・幹部層として活躍できる人材を育てるため、入社１年目から経営トップによる研修を実施して社員の資質向上を図ってまいります。それにより、社員自らが福利厚生や社内行事の企画・運営を行うなど、社員の自主性を醸成して、さらなる事業拡大に必要な人材の育成・組織体制の整備を進めてまいります。

⑥ＩＴ技術のさらなる導入

労働集約性の高いビジネスである住宅ビジネスを展開拡大していく上では、専門的知識や豊富な経験を有する人材を多く必要としております。しかしながら、有効求人倍率の高止まり等から十分な人材の確保ができず、機会損失が生じるおそれがあると認識しております。

この課題を克服するために、ＡＩやＩｏＴなどの情報処理技術を積極的に導入して、社員一人あたりの生産性を向上させることが重要であると考えております。

⑦コーポレート・ガバナンスの充実

継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社グループは、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

まず、内部管理体制については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制のさらなる機能強化を課題と捉えております。そこで部署内でのチェックの精度を高めて自浄能力を向上させることに加え、部署間での牽制機能をより一層発揮することに努めております。これらにより、経営の透明性及び公正性の確保が期待されます。

次にコンプライアンスの強化については、法令・社内規程類の遵守はもとより、日々の業務を適正かつ確実に遂行するとともに、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しておりますが、さらなる信頼拡大に向け、これらの一層の強化が重要であると認識しております。

この課題を克服するために、内部監査室を設置し、定期的な業務監査を実施するとともに、社内規程の内容を随時見直し、各事業の業務運営の健全性の確保、情報共有、再発防止策の検討・実施、また適宜、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図っております。

また、有価証券市場に対する投資家の信認を損なわないために、不公正な取引であるインサイダー取引に関する研修を継続して実施するとともに、株式等の取引に際しては手続きを厳格化して不正の防止に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2016年12月度 第42期	2017年12月度 第43期	2018年12月度 第44期	2019年12月度 (当連結会計年度) 第45期
売　上　高 (千円)	3,887,915	3,775,848	4,781,257	5,059,888
経　常　利　益 (千円)	312,907	82,354	220,458	205,277
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	201,993	52,892	140,183	123,292
1株当たり当期純利益　(円)	214.80	42.15	108.09	94.89
総　資　産 (千円)	1,953,398	2,656,152	3,098,509	2,910,957
純　資　産 (千円)	891,776	1,330,475	1,407,209	1,494,388
1株当たり純資産　(円)	948.30	1,021.01	1,079.95	1,129.68

(注) 1．2016年10月28日開催の取締役会決議により、2016年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。このため、1株当たり指標は当該株式分割が第42期の期首に行われたと仮定して算定しております。
2．当社グループは第43期より連結計算書類を作成しておりますので、第42期については当社単体を記載しております。
3．第42期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社Ｎ－Ｂａｓｉｃ	10,000千円	100.0%	住宅リフォーム事業
株式会社トーヤハウス	10,000千円	100.0%	新築事業、リフォーム事業、不動産流通事業

(7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

セグメントの名称	主要な事業内容
住宅リフォーム事業	住宅リフォーム・リノベーション工事の請負・施工
新築住宅事業	新築注文住宅の設計・請負・施工
不動産流通事業	不動産の売買・仲介・買取再販、新築分譲住宅の販売

(8) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区栄
本店	名古屋市天白区島田
千種店	名古屋市千種区香流橋
中村店	名古屋市中村区豊国通
緑店	名古屋市緑区鴻仏目
北店	名古屋市北区城見通
刈谷東浦店	愛知県知多郡東浦町緒川北新田
豊田店	愛知県豊田市小坂本町
春日井店	愛知県春日井市八田町
一宮店	愛知県一宮市城崎通
名駅店	名古屋市中村区名駅
岡崎店	愛知県岡崎市戸崎町
瀬戸尾張旭店	愛知県尾張旭市東大道町

②子会社

名称	所在地
株式会社N－Basic	神戸市西区小山
株式会社トーヤハウス	熊本市東区桜木

(9) 従業員の状況（2019年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
138名（32名）	6名増（1名増）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を(　)内に外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
111名（31名）	1名減（－）	37.3歳	5.1年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を(　)内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	150,036千円
株式会社名古屋銀行	137,250千円
株式会社三井住友銀行	80,000千円
岡崎信用金庫	77,390千円
株式会社日本政策金融公庫	62,525千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　3,700,000株

（2）発行済株式の総数　1,302,473株（自己株式 6,547株を除く）

（3）株主数　1,138名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
安江博幸	492,800株	37.83％
安江久樹	76,400株	5.86％
安江将寛	56,000株	4.29％
株式会社ハウスドゥ	51,500株	3.95％
安江工務店従業員持株会	26,900株	2.06％
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	21,300株	1.63％
SMBC日興証券株式会社	18,100株	1.38％
山本賢治	15,440株	1.18％
新田義正	15,020株	1.15％
東矢憲一郎	13,800株	1.05％

（注）持株比率は、自己株式（6,547株）を控除し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2014年４月22日	2016年３月31日	2018年３月９日
新株予約権の数		30個	854個	385個
役員の保有状況				
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	６個	182個	104個
	目的となる株式数	240株	7,280株	10,400株
	保有者数	１名	３名	４名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数	－個	－個	－個
	目的となる株式数	－株	－株	－株
	保有者数	－名	－名	－名
取締役（監査等委員）	新株予約権の数	－個	－個	50個
	目的となる株式数	－株	－株	5,000株
	保有者数	－名	－名	２名
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		1,200株	34,160株	38,500株
新株予約権１個当たり発行価額		無償	無償	3,600円
新株予約権行使時の１株当たり払込金額		606円	800円	1,592円
新株予約権の行使期間		2016年５月１日 ～2023年４月30日	2020年４月１日 ～2023年３月31日	2021年４月１日 ～2025年３月31日

		第５回新株予約権	株式報酬型第１回新株予約権
発行決議日		2018年３月29日	2019年５月７日
新株予約権の数		400個	255個
役員の保有状況			
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	240個	180個
	目的となる株式数	24,000株	18,000株
	保有者数	４名	４名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数	－個	－個
	目的となる株式数	－株	－株
	保有者数	－名	－名
取締役（監査等委員）	新株予約権の数	－個	40個
	目的となる株式数	－株	4,000株
	保有者数	－名	１名
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		40,000株	25,500株
新株予約権１個当たり発行価額		無償	無償
新株予約権行使時の１株当たり払込金額		1,476円	１円
新株予約権の行使期間		2021年４月１日 ～2025年３月31日	2019年５月７日 ～2049年５月６日

・行使の条件　第１回・第３回・第５回

1）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

2）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人１人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。

3）その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

・行使の条件　第４回

1）新株予約権者は、2018年12月期乃至2023年12月期の、いずれかの２期連続する事業年度の当社の経常利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。
なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役また従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

・行使の条件　株式報酬型第１回

1）新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

2）新株予約権者は、上記１）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

3）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

4）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）2016年10月28日開催の取締役会決議により、2016年11月16日付で普通株式１株を40株に株式分割いたしました。これにより上表の「目的となる株式の数」「払込金額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

	株式報酬型第１回新株予約権
発行決議日	2019年５月７日
交付者数	子会社の役員
	１名
新株予約権の数	35個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,500株
新株予約権１個当たり発行価額	無償
新株予約権行使時の１株当たり払込金額	１円
新株予約権の行使期間	2019年５月７日 ～2049年５月６日

・行使の条件　株式報酬型第１回

1）新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

2）新株予約権者は、上記１）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

3）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

4）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（2019年12月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
安江博幸	代表取締役会長執行役員	最高経営責任者(ＣＥＯ) (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長 (株)トーヤハウス取締役
山本賢治	代表取締役社長執行役員	最高執行責任者(ＣＯＯ) (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ取締役 (株)トーヤハウス取締役
印田昭彦	取締役常務執行役員	事業サポート部部長 (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役 (株)トーヤハウス監査役
新田義正	取締役常務執行役員	(株)トーヤハウス代表取締役社長
時田光一郎	取締役 (常勤監査等委員)	－
中浜明光	取締役 (監査等委員)	中浜明光公認会計士事務所所長 ＡＺＡＰＡ(株)社外取締役〔監査等委員〕 ミタチ産業(株)社外取締役 (株)ＭＴＧ社外取締役〔監査等委員〕 トビラシステムズ(株)社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダ監査役
竹内裕美	取締役 (監査等委員)	弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー

(注) 1．取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏は、社外取締役であります。
2．当社は、取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3．取締役中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役竹内裕美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務、会計、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は３名の監査等委員のうち、時田光一郎氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動を一層実効的なものとするためであります。
6．事業年度中に退任した取締役
取締役滝一廣氏は、2019年３月28日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

7．当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次の通りであります。

氏　　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
浅井　重臣	執行役員	住宅リフォーム事業部事業部長
金子　智成	執行役員	住宅リフォーム事業部事業副部長
浅井　勇一	執行役員	新築住宅部部長
三浦　伸也	執行役員	不動産流通部部長
山﨑　健二朗	執行役員	品質管理部部長
奥田　憲二	執行役員	最高財務責任者（ＣＦＯ）、経理部部長
荒木　洋平	執行役員	住宅リフォーム事業部エリアマネジャー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	人員(名)	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別総額（千円）	
			基本報酬	ストックオプション
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	4 （0）	95,021 （－）	80,520 （－）	14,501 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 （3）	14,728 (14,728)	12,440 (12,440)	2,288 (2,288)
合計 （うち社外取締役）	7 （3）	109,749 (14,728)	92,960 (12,440)	16,789 (2,228)

（注）１．上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は含んでおりません。
２．監査等委員でない取締役の報酬限度は2019年３月28日開催の第44回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。また別枠で同日の株主総会においてストックオプション報酬額として年額45,000千円以内と決議いただいております。
３．監査等委員である取締役の報酬限度は2016年３月31日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。また別枠で2019年３月28日開催の第44回定時株主総会においてストックオプション報酬額として年額5,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

「4. (1)取締役の状況」に記載の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　内　容
社外取締役 (監査等委員)	時田　光一郎	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会15回すべてに出席し、長年の大手都市銀行、監査法人等勤務における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中浜　明光	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会15回すべてに出席し、長年の監査法人における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	滝　　一廣	2019年３月28日に辞任するまでに開催された取締役会３回すべて、監査等委員会５回すべてに出席し、当業界における豊富な経験から必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 (監査等委員)	竹内　裕美	就任後開催の取締役会11回すべて、監査等委員会10回すべてに出席し、財務、会計及び法務における豊富な知見や、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、書面決議を３回実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。このため当社は、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。

④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

⑧当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社及び当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス委員会を当事業年度において４回開催し、①業務執行におけるコンプライアンスの実践状況の把握　②内部通報制度の運用状況の確認　③インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信等コンプライアンス活動を推進してまいりました。

②リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理に関しては、事業サポート部において具体的なリスクを想定、分類し把握するとともに管理しています。半年に１回取締役会にて状況を報告し情報共有を行っております。

③効率的職務執行体制に関する運用状況

幹部会を当事業年度において毎月１回合計12回開催し、取締役会も14回開催しております。役員及び幹部の情報交換を行うとともに経営に係る情報を共有し、担当部門の業務執行の適正性や迅速な業務執行と意思決定を逐次確認しております。

④監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会は、社外取締役３名で構成されており当事業年度においては15回開催し、取締役会やその他の重要な会議に出席しております。また、監査・監督の実効性の向上、内部監査部門を活用した監査の実施により、内部統制の実効性の向上を図っております。さらに、会計監査人と意見交換を通じて、監査の質の向上に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

2019年12月期につきましては、上記方針を踏まえ、2020年３月10日開催の取締役会において、１株当たりの年間配当金を44円とさせていただきました。

なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第１項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第６条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,837,622**	**流動負債**	**1,106,533**
現金預金	550,695	工事未払金	305,524
完成工事未収入金	145,390	短期借入金	109,000
未成工事支出金	149,324	１年内返済予定の長期借入金	125,268
販売用不動産	936,637	未払金	65,634
材料貯蔵品	5,746	未払法人税等	43,640
その他	50,420	未成工事受入金	320,793
貸倒引当金	△591	賞与引当金	34,912
固定資産	**1,073,334**	完成工事補償引当金	30,921
有形固定資産	**791,138**	その他	70,839
建物及び構築物	267,317	**固定負債**	**310,034**
土地	488,977	長期借入金	301,933
その他	34,842	繰延税金負債	1,650
無形固定資産	**191,980**	その他	6,451
のれん	160,116	**負債合計**	**1,416,568**
ソフトウェア	19,026	**(純資産の部)**	
その他	12,837	**株主資本**	**1,471,582**
投資その他の資産	**90,215**	資本金	245,900
投資有価証券	5,019	資本剰余金	235,875
繰延税金資産	35,962	利益剰余金	999,422
その他	49,233	自己株式	△9,615
		その他の包括利益累計額	**△207**
		その他有価証券評価差額金	△207
		新株予約権	**23,013**
		純資産合計	**1,494,388**
資産合計	**2,910,957**	**負債純資産合計**	**2,910,957**

連結損益計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	4,613,550	
兼業事業売上高	446,338	**5,059,888**
売上原価		
完成工事原価	3,010,961	
兼業事業売上原価	345,886	**3,356,848**
売上総利益		
完成工事総利益	1,602,588	
兼業事業総利益	100,451	**1,703,040**
販売費及び一般管理費		**1,496,174**
営業利益		**206,865**
営業外収益		
受取利息及び配当金	104	
売電収入	1,531	
その他	1,237	**2,873**
営業外費用		
支払利息	3,561	
売電費用	510	
その他	389	**4,461**
経常利益		**205,277**
税金等調整前当期純利益		**205,277**
法人税、住民税及び事業税	77,683	
法人税等調整額	4,301	**81,984**
当期純利益		**123,292**
親会社株主に帰属する当期純利益		**123,292**

連結株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	244,770	234,745	933,291	△9,549	1,403,258
当期変動額					
新株の発行	1,129	1,129			2,259
剰余金の配当			△57,161		△57,161
親会社株主に帰属する当期純利益			123,292		123,292
自己株式の取得				△65	△65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,129	1,129	66,131	△65	68,324
当期末残高	245,900	235,875	999,422	△9,615	1,471,582

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△270	△270	4,221	1,407,209
当期変動額				
新株の発行				2,259
剰余金の配当				△57,161
親会社株主に帰属する当期純利益				123,292
自己株式の取得				△65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63	63	18,791	18,854
当期変動額合計	63	63	18,791	87,179
当期末残高	△207	△207	23,013	1,494,388

貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		**(負 債 の 部)**	
流動資産	**1,599,973**	**流動負債**	**909,488**
現金預金	459,804	工事未払金	251,530
完成工事未収入金	112,541	短期借入金	80,000
未成工事支出金	84,337	1年内返済予定の長期借入金	123,168
販売用不動産	907,290	未払金	58,294
材料貯蔵品	5,272	未払費用	14,771
前払費用	13,219	未払法人税等	43,600
その他	17,506	未成工事受入金	233,617
固定資産	**1,159,880**	預り金	26,159
有形固定資産	**765,425**	賞与引当金	32,845
建物	238,843	完成工事補償引当金	25,627
構築物	18,754	その他	19,874
機械及び装置	5,000	**固定負債**	**304,119**
車両運搬具	5,830	長期借入金	299,133
工具器具・備品	17,284	その他	4,986
土地	479,711	**負 債 合 計**	**1,213,608**
無形固定資産	**29,921**	**(純 資 産 の 部)**	
ソフトウェア	17,083	**株主資本**	**1,523,416**
ソフトウェア仮勘定	10,770	資本金	245,900
その他	2,067	資本剰余金	235,875
投資その他の資産	**364,534**	**資本準備金**	215,900
投資有価証券	4,929	その他資本剰余金	19,975
関係会社株式	264,450	利益剰余金	1,051,256
長期前払費用	972	利益準備金	4,010
繰延税金資産	30,666	その他利益剰余金	1,047,246
関係会社長期貸付金	20,000	特別償却準備金	220
その他	43,516	別途積立金	305,000
		繰越利益剰余金	742,025
		自己株式	△9,615
		評価・換算差額等	**△183**
		その他有価証券評価差額金	△183
		新株予約権	**23,013**
		純 資 産 合 計	**1,546,245**
資 産 合 計	**2,759,853**	**負債純資産合計**	**2,759,853**

損　益　計　算　書

（2019年 1 月 1 日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	3,823,182	
兼業事業売上高	432,921	**4,256,103**
売上原価		
完成工事原価	2,403,201	
兼業事業売上原価	338,395	**2,741,596**
売上総利益		
完成工事総利益	1,419,981	
兼業事業総利益	94,525	**1,514,507**
販売費及び一般管理費		**1,278,692**
営業利益		**235,814**
営業外収益		
受取利息及び配当金	291	
関係会社業務受託収入	3,600	
売電収入	1,531	
その他	828	**6,251**
営業外費用		
支払利息	3,237	
売電費用	510	
その他	43	**3,791**
経常利益		**238,273**
税引前当期純利益		**238,273**
法人税、住民税及び事業税	74,883	
法人税等調整額	3,482	**78,366**
当期純利益		**159,907**

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	244,770	214,770	19,975	234,745	4,010	1,101	305,000	638,398	948,509
当期変動額									
新株の発行	1,129	1,129		1,129					
剰余金の配当								△57,161	△57,161
当期純利益								159,907	159,907
自己株式の取得									
特別償却準備金の取崩						△880		880	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
当期変動額合計	1,129	1,129	－	1,129	－	△880	－	103,627	102,746
当期末残高	245,900	215,900	19,975	235,875	4,010	220	305,000	742,025	1,051,256

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△9,549	1,418,475	△250	△250	4,221	1,422,446
当期変動額						
新株の発行		2,259				2,259
剰余金の配当		△57,161				△57,161
当期純利益		159,907				159,907
自己株式の取得	△65	△65				△65
特別償却準備金の取崩		－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			67	67	18,791	18,858
当期変動額合計	△65	104,940	67	67	18,791	123,798
当期末残高	△9,615	1,523,416	△183	△183	23,013	1,546,245

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月27日

株式会社安江工務店
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淺　井　明紀子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢　野　　直	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社安江工務店の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月27日

株式会社安江工務店
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淺　井　明紀子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢　野　　直	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社安江工務店の2019年１月１日から2019年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に依拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年３月３日

株式会社安江工務店　監査等委員会

常勤監査等委員　　時　田　光一郎　　㊞

監 査 等 委 員　　中　浜　明　光　　㊞

監 査 等 委 員　　竹　内　裕　美　　㊞

（注）監査等委員時田光一郎、中浜明光及び竹内裕美は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備える為、現行定款第２条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（変更箇所は、下線で示しております。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）～（８）　（条文省略）	（１）～（８）　（現行通り）
（新設）	（９）　アプリケーションシステム及びソフトウェアの設計・開発・販売
（新設）	（１０）　建築デザイン設計にかかるサブスクリプションサービス事業
（９）　前各号に付帯関連する一切の事業	（１１）　前各号に付帯関連する一切の事業

第２号議案　　監査等委員でない取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（４名）は任期満了となります。

つきましては監査等委員でない取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	安江 博幸（やすえ ひろゆき） (1965年９月７日生) (再任)	1989年４月 1992年５月 1994年４月 1999年４月 2017年９月 2018年５月 2019年１月 2019年３月	三井ホーム(株)入社 (株)麦島建設入社 当社入社 当社専務取締役 当社代表取締役社長 (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長（現任） (株)トーヤハウス取締役（現任） 当社代表取締役　執行役員　最高経営責任者(ＣＥＯ) 当社代表取締役会長　執行役員　最高経営責任者(ＣＥＯ)（現任）	492,800株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、1999年４月以降代表取締役として当社の基盤構築、事業拡大をすすめてまいりました。今後も優れた経営手腕が発揮されることを期待し、取締役候補者としております。			
2	山本 賢治（やまもと けんじ） (1962年２月12日生) (再任)	2002年11月 2003年９月 2005年４月 2009年５月 2013年４月 2016年３月 2017年９月 2018年５月 2019年１月 2019年１月 2019年１月	(株)トーメー（現(株)メニコンネクト）入社 当社入社　営業企画支援室室長 当社総務企画部部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役 (株)トーヤハウス監査役 当社代表取締役社長　執行役員　最高執行責任者(ＣＯＯ)（現任） (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ取締役（現任） (株)トーヤハウス取締役（現任）	15,440株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で長年にわたり経営に携わり、2019年１月より当社の代表取締役社長を務めております。主に、企画・管理部門に豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	印田 昭彦 (1974年11月4日生) (再任)	1997年 4 月 2008年10月 2011年 4 月 2014年 4 月 2015年 3 月 2019年 1 月 2019年 1 月 2019年 1 月 2020年 1 月	名古屋トヨペット(株)入社 当社入社 当社千種店店長 当社管理部部長 当社取締役事業サポート部部長 当社取締役　常務執行役員　事業サポート部部長（現任） (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役（現任） (株)トーヤハウス監査役（現任） アプリコット(株)監査役（現任）	8,720株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で店長を経て管理部長を経験し、2015年３月より当社の取締役を務めております。これらを通じて培った幅広い経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。			
4	新田 義正 (1974年４月16日生) (再任)	2008年12月 2014年 3 月 2014年10月 2015年 4 月 2017年 3 月 2018年 8 月 2019年 1 月	(株)ユーアイファクトリー入社 当社入社 当社春日井店店長 当社住宅リフォーム事業部事業部長 当社取締役住宅リフォーム事業部事業部長 (株)トーヤハウス代表取締役社長（現任） 当社取締役　常務執行役員（現任）	15,020株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で店長を経て住宅リフォーム事業部長を経験し、2017年３月より当社の取締役を務めております。主力事業の責任者として培った経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。			

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　　監査等委員である取締役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏は任期満了となります。

つきましては監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	時田（ときだ）　光一郎（こういちろう） (1949年５月18日生) (再任)	1972年４月 1999年６月 2007年８月 2011年８月 2013年12月 2014年12月 2015年11月 2016年３月	(株)東海銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 中央監査法人入所 有限責任あずさ監査法人入所 中央朝日コンサルティング(株)入社 キャリオ技研(株)参与 ケイティー戦略経営オフィス開設 当社常勤監査役 当社社外取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	2,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、その知見を当社の監査体制の強化に役立てていただけると判断し、監査等委員として適任と考えられ、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	中浜 明光（なかはま あけみつ） (1948年11月５日生) (再任)	1971年４月 1974年９月 2014年１月 2014年４月 2014年５月 2015年８月 2016年１月 2016年３月 2017年５月 2017年５月	監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 中浜明光公認会計士事務所開設（現任） ＡＺＡＰＡ(株)社外監査役（のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任） 当社社外監査役 ミタチ産業(株)社外取締役（現任） トビラシステムズ(株)社外監査役（のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任） 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕（現任） (株)コメダ監査役（現任）	5,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見を当社の監査体制の強化に役立てていただけると判断し、監査等委員として適任と考えられ、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各候補者とも、社外取締役の候補者であります。
３．当社は、取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
４．時田光一郎氏及び中浜明光氏の当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年となります。
５．当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
６．中浜明光氏が2017年３月から社外取締役（監査等委員）を務めていた株式会社ＭＴＧは、2019年５月、同社グループにおいて不適切な営業取引行為・会計処理がなされていたことが判明いたしました。同氏は本事実が判明するまでそのことを認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について意見を述べて参りました。本事実発覚後は、再発防止策の策定及び実施等に関して適宜指摘を行うなど、その職責を遂行いたしました。

第４号議案　　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、会計監査人としての独立性及び専門性、品質管理体制、監査実績、監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次の通りであります。

名　　称	監査法人コスモス	
主たる事務所	名古屋市中村区名駅南一丁目３番18号 ＮＯＲＥ名駅	
沿　　革	1988年６月	設立（本部　名古屋市中区栄、東京事務所　東京都品川区大崎）
	2005年６月	PrimeGlobal加盟
	2007年５月	上場会社監査事務所登録
	2007年９月	本部を現在の事務所に移転
	2019年８月	東京事務所を東京都千代田区神田に移転
概　　要	資本金	15,000千円
	構成人員	代表社員・社員　９名 公認会計士　24名 その他　14名
	監査関与会社	上場会社　６社

（2019年12月31日現在）

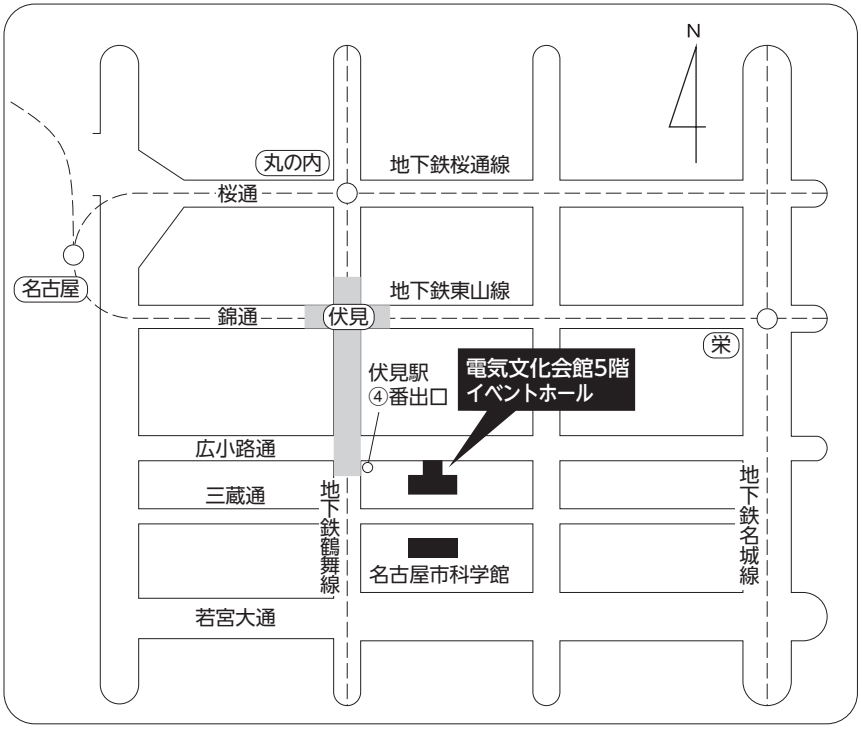
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　　名古屋市中区栄二丁目２番５号
電気文化会館５階　イベントホール
電話　(052) 204-1133



交通のご案内

地下鉄「伏見」駅４番出口から東へ徒歩２分

駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK